

<平成 29 年 4 月 1 日から施行>

特定県契約に係る法令遵守状況の報告等（第 8 条関係）

- 知事は、県と特定県契約（＝規則で定める種類及び金額の要件に該当する県契約）を締結した者（＝特定受注者）に対し、条例第 7 条各号に掲げる法令遵守の状況についての「報告」を求めることができ、特定受注者が正当な理由がないのに法令遵守状況の報告の求めに応じない時や、その他この条例を施行するため特に必要があると認める時は、特定受注者に対して「調査」を行うことができます。
- これらの「報告」及び「調査」については、県の公営企業の管理者も準じて行うことができます。

≪特定県契約の種類及び金額≫

契約の種類	金額の要件
工事請負契約（6月を超える契約）	予定価格5億円以上
業務委託契約 ※ 清掃、警備、駐車場の管理、施設における受付又は設備（消防設備、電気通信設備、暖冷房設備、空気調和設備及びし尿浄化槽）の運転及び保守に係る業務（以下「清掃等業務」という。）のいずれかを含む契約（6月を超える契約）	予定価格3千万円以上
指定管理協定 ※ 清掃等業務のいずれかを含む協定（6月を超えるもの）	指定管理者の募集に係る委託料の上限額又は委託料の額が3千万円以上

≪報告対象となる労働者及び報告事項≫

報告対象となる労働者		報告事項
特定県契約の履行の場所において、当該特定県契約に係る業務に直接従事する労働者※		① 労働者の1時間当たりの賃金額 ② 労働者の社会保険の加入状況 ③ 特定受注者及び下請負者の労働保険番号 ④ 労働者に賃金を支払った年月日 等
工事請負契約	建設業法第2条第5項に規定する元請負人又は下請負人に雇用される労働者	
業務委託契約	清掃等業務に従事する労働者	
指定管理協定		

※ 管理又は監督に係る業務その他知事が別に定める業務に従事する者は除きます。

県契約を通じ、適正な労働条件等の確保と地域経済の振興等の基本理念を実現させましょう！

条例に関するお問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 雇用対策・労働室

TEL:019-629-5581 FAX:019-629-5589 E-mail: fa0039@pref.iwate.jp

※1 県の個別の契約制度・案件については県庁各担当室課に、条例第 7 条に掲げる最低賃金及び社会保険に関する制度についてはそれぞれ岩手労働局、年金事務所及び市町村の担当室課に、お問い合わせ願います。

※2 岩手県公式ホームページ（<http://www.pref.iwate.jp>）に、条例に関する情報を掲載しています。岩手県公式ホームページのサイト内検索に「県が締結する契約に関する条例」と入力し、**検索**ボタンをクリックしてください。

サイト内検索

県が締結する契約に関する条例

検索

県が締結する契約に関する条例 早わかりガイド

～県契約を通じた適正な労働条件等の確保と 持続可能な地域経済の振興等を目指して～

平成 28 年 4 月 1 日から『県が締結する契約に関する条例』が本格施行されました。

また、平成 29 年 4 月 1 日から、県が締結する契約（県契約）のうち、一定の契約（特定県契約）に係る法令遵守状況の報告等の制度が施行されます。

この条例は、県が締結する契約に係る工事や業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保や、事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興と社会的な価値の向上に資する取組の促進を図ることを目的に制定されたものです。

県では、条例の目的を達成するため、県の契約制度の公正かつ適切な運用を図るとともに、県の契約制度を活用した雇用・労働施策等を全庁的に推進していきます。

事業者等におかれては、この条例の趣旨を御理解いただき、条例の基本理念である適正な労働条件等の確保や持続可能な地域経済の振興等に資する取組に取り組みられるとともに、本条例を遵守されるようお願いいたします。



岩手県

<平成 27 年 4 月 1 日から先行施行>

条例が制定された背景、条例の目的（第 1 条関係）

- 県では、県の契約制度における透明性・競争性の確保や不正行為の排除のための取組のほか、価格以外の要素を考慮した入札方式の導入やダンピング防止などの取組を進めてきたところですが、平成 24 年 9 月県議会定例会において、県契約に係る業務に従事する労働者の労働条件の改善を主目的とする公契約条例の早期制定を求める 2 件の請願が採択されるなど、適正な労働環境の整備が求められています。
- 他方、近年では、国や地方自治体において、環境への配慮、障がい者の就労支援、男女共同参画社会の形成の推進など政策に配慮した入札・契約が広がりつつあり、地方財政が厳しさを増す中、契約を活用した政策の推進は、法規制や補助金と並ぶ方法として関心が高まっています。
- このような状況を踏まえ、県契約を通じた適正な労働条件等の確保に加え、事業者の持続可能な地域経済の振興等に資する取組の促進を図り、もって県民福祉の増進に資することを目的に、「県が締結する契約に関する条例」が平成 27 年 3 月に制定・公布され、平成 27 年 4 月 1 日から基本理念等の規定が一部先行施行、一部を除き平成 28 年 4 月 1 日から本格施行され、一部が平成 29 年 4 月 1 日から施行されます。

条例の対象となる契約（第 2 条関係）

- 工事請負契約（県が発注する工事の請負に係る契約）
- 業務委託契約（県が業務を委託する契約）
- 役務提供契約（県が役務の提供を受ける契約）
- 物品購入契約（県が物品を購入する契約）
- 指定管理協定（県の公の施設の管理に係る協定）

【特定県契約】 工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定のうち、規則で定める種類及び金額の要件に該当するもの（最後の頁参照）

条例の基本理念（第 3 条関係）

1 県契約における次に掲げる事項の確保

- ① 契約の透明性及び競争の公正性
- ② 経済性への配慮、ダンピング防止、価格以外の多様な要素の考慮等により、総合的に優れた契約内容となっていること
- ③ 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件

2 県契約における事業者の次に掲げる取組への配慮

- ① 持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組（雇用の確保、中小企業者の受注機会の確保、県産品の利用促進、事業者の専門的技術・伝統的技能の承継など）
- ② 社会的な価値の向上に資する取組（障がい者等の雇用促進に資する取組、安全安心な生活に資する活動、環境に配慮した事業活動、男女共同参画の推進に配慮した事業活動など）

岩手県契約審議会（第 9 条～第 16 条関係）

- 条例の目的を達成するための施策に関する重要事項を調査審議するため、平成 27 年 6 月 1 日に岩手県契約審議会を設置しました。【委員構成】 7 名（学識経験者） / 【委員任期】 3 年

<平成 28 年 4 月 1 日から本格施行>

県の責務（第 4 条関係）

- 条例の基本理念にのっとり、条例の目的を達成するための**総合的な施策を推進**すること。

基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ（第 6 条関係）

- 県は、基本理念の実現を図るため、下表に掲げる事項を推進するための取組を取りまとめ、その結果を県契約の締結又は履行に際して適切に反映していきます。

取りまとめ事項		現在の取組例
す べ き 事 項	① 契約の透明性及び競争の公正性	入札結果等の公開、一般競争入札の発注見込の公表
	② 総合的に優れた契約内容（ダンピング防止、価格以外の多様な要素の考慮等）	低入札価格調査制度の導入、最低制限価格制度の導入、企業の施行能力を評価する総合評価落札方式の導入
	③ 県契約業務に従事する者の適正な労働条件	企業の法令遵守の取組を評価（競争入札参加資格審査）
る 事 業 者 の 取 組	① 持続可能で活力ある地域経済の振興に資する 事業者の取組 ※	県内事業者の高校等卒業後 3 年以内の者の継続雇用の評価（競争入札参加資格審査）
	② 社会的な価値の向上に資する 事業者の取組 ※	障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援等の労働環境整備への取組の評価（競争入札参加資格審査）

※ 事業者の取組については、県の競争入札参加資格審査、総合評価落札方式における審査及び企画競争随意契約等における審査等において、優れた取組を行っている事業者を高く評価するなどの取組をすることにより、基本理念の実現に資する事業者の取組を促進します。

受注者及び下請負者等の責務（第 5 条関係）

- **基本理念の実現に重要な役割を担っていることを認識して、県契約を適切に履行**すること。

事業者は、「県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件」等の確保や「持続可能で活力ある地域経済の振興」と「社会的な価値の向上」に資する取組への配慮という基本理念の実現に重要な役割を担っています。

受注者及び下請負者等の法令遵守（第 7 条関係）

- 受注者及び下請負者等は、県契約を履行するに当たり、賃金及び社会保険に関する次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

遵 守 事 項
・ 法定最低賃金額以上の賃金の支払（最低賃金法第 4 条第 1 項）
・ 健康保険の被保険者の資格の取得に係る届出（健康保険法第 48 条）
・ 厚生年金保険の被保険者の資格の取得に係る届出（厚生年金保険法第 27 条）
・ 国民健康保険の被保険者の資格の取得に係る届出（国民健康保険法第 9 条第 1 項）
・ 国民年金の被保険者の資格の取得に係る届出（国民年金法第 12 条第 1 項）
・ 労働保険の保険関係の成立に係る届出（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項）
・ 雇用する労働者が雇用保険適用事業の被保険者となったことの届出（雇用保険法第 7 条）